

第2次香芝市男女共同参画プランにおける具体的施策について(案)

政策番号	基本目標	基本方針番号	基本方針	施策番号	施策の方向	施策の内容		
I	男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり	1	個人の尊厳の尊重と男女共同参画の理念を推進する啓発の実施	①	男女共同参画の意識啓発と学習	固定的な性別役割分担意識による社会制度や慣行の見直しを促進するため、市民を対象に、年代別に意識の差異があることを踏まえ、講演会等を実施する。		
						学校現場において、子どもの心身の発達段階に応じた男女共同参画に関する教育を行う。		
						市内における団体を対象に男女共同参画社会づくりのための講座等を実施する。		
						広報紙・市ホームページ・SNS等を活用し、市民に対し、男女共同参画への理解を深めるための情報提供・啓発を行う。		
				②	多様な性を認める意識の醸成	性的マイノリティに関する理解や認識を深めるため、講演会開催や広報紙・市ホームページ等による情報発信等の啓発を行う。		
						公文書等について、性的マイノリティの方に配慮した性別表記の方法について検討する。		
		③	多様な性を認める意識の醸成	学校現場において職員を対象に性的マイノリティに関する研修を実施し、児童・生徒からの相談に対処的的確な指導ができるような相談体制の構築・整備に努める。				
				学校現場において、子どもの心身の発達段階に応じた性的マイノリティに関する教育を行う。				
		2	地域における男女共同参画の促進	①	自治会における男女共同参画の促進	自治会に対し、男女共同参画の視点に立った運営ができるよう、周知・啓発を行う。		
						②	防災分野における男女共同参画の推進	性別の違いによって、災害から受ける影響の違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点に立った防災対策の推進を図る。
								③
				「香芝市男女共同参画推進登録団体」の新規団体加入の促進に努めるとともに、各団体間の協議・連携体制を構築し、男女共同参画に関する市民団体の活動の活性化を図る。				
3	職場における男女共同参画の促進	①	男女平等に関する法・制度の啓発	男女雇用機会均等法等、男女共同参画に関する法・制度について関係機関・部署と連携し、事業者に対して周知・啓発する。				
				②	事業者を対象とした男女共同参画に関する啓発	事業者を対象に男女共同参画社会づくりのための講座等を実施する。		
						事業者に対し、性別にとらわれず、採用・賃金・評価等について男女共同参画の視点に立った職場づくりを促進する。		
		人権ライブラリー等について事業者に対して周知し、男女共同参画に関する図書・資料映像等の利用を促進する。						

第2次香芝市男女共同参画プランにおける具体的施策について(案)

政策番号	基本目標	基本方針番号	基本方針	施策番号	施策の方向	施策の内容
II	仕事と生活のあり方を多様に選択できる社会づくり	1	ワーク・ライフ・バランスの理解の促進	①	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発	だれもがワーク・ライフ・バランスについて正しく理解できるよう、周知・啓発を行う。 男性は家庭生活や地域活動に、女性も仕事や地域活動に参画し、生き方の選択を広げ、バランスのとれた生活が実現できるよう、啓発を行う。
				②	職場・家庭環境における啓発・スキルアップ支援	女性自身が職場等の社会への参画拡大の重要性について理解できるよう、啓発を行う。 女性の職業能力を高めるための技術習得や資格取得等、スキルアップ・キャリアアップにつながるような講座を開催する。 男性が家事・育児・介護等に積極的に参加できるよう、男性向けのセミナー等を実施する。
				③	仕事と生活の両立支援の促進	事業者に対し、男女ともに育児・介護休業を取得できるよう、関係機関と連携し、周知と利用促進に向けた啓発を行う。 事業者に対し、代替要員確保や事業所内保育施設の設置等、両立支援策を実施するにあたっての国の支援制度等の情報提供を行う。
				④	仕事の進め方、業務体制の見直し	「女性活躍推進法」に基づく「事業主行動計画」の策定の周知・啓発を行い、女性の管理職比率など、事業者の取り組みの「見える化」を促進する。 事業者に対し、長時間労働を前提とした働き方の改革に向けた啓発を関係機関との連携のもと実施する。 事業者に対し、短時間勤務やテレワーク等、多様で柔軟な働き方の導入・活用を促進する。
		2	女性が働きやすい環境の整備	①	働く場における男女平等の推進	事業者に対し、男女間の昇進・昇格の格差の原因となっている様々な雇用慣行が見直しされるよう、啓発を行う。 事業者に対し、女性の管理職への登用拡大等に向けて、ポジティブ・アクションの推進・導入を働きかける。 性別にかかわらず、だれもが働きやすい環境づくりを進めている事業者の取組内容等を、男女共同参画の視点に立った職場づくりを推進している事業者のロールモデルとして紹介する。
				②	女性の働く機会の拡大	企業立地の取り組みにより地域経済の活性化を図り、市内で多様な働き方ができる場を創出する。 子育てや介護等、様々な事情から離職し、再就職を希望する人に対し、能力開発に関する学習機会や情報を提供する。 起業に取り組む女性に対し、起業セミナーや支援制度(起業後の事業者への支援を含む)の周知を図る。
		3	多様な保育・介護サービスの充実	①	様々なケースを想定した保育事業	保育所における待機児童の解消のため、入所枠の弾力的運用を積極的に行うとともに、保育環境が悪化しないよう、適切な対策を実施する。 保護者の就労時間や就労形態の多様化に対応するため、必要に応じて延長保育、一時預かり、病後児保育、休日保育等、様々なケースを想定した保育事業を実施する。
				②	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	公立幼稚園において、通常の保育時間終了後、希望する園児を対象とした一時預かり事業を進めていく。
				③	学童保育事業の拡充	学童保育について、指導員数、保育時間、受け入れ要件等保育内容の拡充を図る。
				④	子育て支援事業の推進	地域子育てサポートクラブの活動等、様々な子育て支援事業を男女共同参画の視点に立ち、推進する。 保護者の就労状況の変化を考慮するため、幼稚園と保育園の機能をあわせ持ち、柔軟に子どもを預けることのできる認定こども園の開設を推進する。
				⑤	各種イベント等における託児所の設置	子育て中の方が、市や市民団体が主催する各種講座やイベントに安心して参加できるよう、託児所の設置を推進する。
				⑥	家族介護者の負担の軽減	家族介護者の介護の負担軽減を図るため、介護サービスについて周知し、その活用の促進に努める。

第2次香芝市男女共同参画プランにおける具体的施策について(案)

政策番号	基本目標	基本方針番号	基本方針	施策番号	施策の方向	施策の内容
Ⅲ	あらゆる暴力等の根絶と、健康・福祉への支援	1	母子保健対策の充実	①	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の啓発・学習	だれもがリプロダクティブ・ヘルス/ライツについて正しく理解できるよう、周知・啓発を行う。
						学校現場において、子どもの心身の発達段階に応じたリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する教育を行う。
						妊娠・出産に関する正しい知識の普及に努め、男女が互いに妊娠・出産について考え、学ぶ機会を提供する。
						父親も参加できる母子保健事業に関する各種講座の継続・展開を行う。
		②	女性の妊娠・出産における支援	妊娠中の過ごし方や出産について学ぶことのできる教室を実施する。		
				不妊治療について、相談窓口の案内や奈良県の支援制度等の情報提供を行う。		
		2	あらゆる暴力等の根絶	①	DV(ドメスティック・バイオレンス)対策の充実	DV(デートDV含む)を容認しない社会づくりに向け、市民を対象に講演会開催や広報紙・市ホームページ等による情報発信等の意識啓発を行う。
						学校現場においてデートDVを中心としたDVの防止に向け、研修を教職員に対して行うほか、児童・生徒に教育を行う。
						DV被害者に対し、相談支援機関について情報提供を行い、市としても女性法律相談をはじめとした各種相談により、DVに関する相談を行う。
						DV被害者のための対応・支援マニュアルの作成及びネットワークの強化により、適切な支援・保護を行う。
		②	ハラスメント対策の推進	事業者を対象に、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメント等の防止に向けた取り組みや、相談体制の整備について、啓発を行う。		
				ハラスメントの被害者に対し、相談支援機関について情報提供を行い、女性法律相談をはじめとした各種相談業務により、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメント等に関する相談を行う。		
3	男女共同参画の視点にたった福祉施策の推進	①	高齢者に対応した福祉環境の整備	高齢者やその家族が、地域で安全・快適に生活できるように、「香芝市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者に対する支援体制や介護サービスの充実を図る。		
				②	障がいのある人に対応した福祉環境の整備	障がいのある人が、地域で安全・快適に生活できるように、「香芝市障がい者計画」に基づき、質の高い福祉サービスの利用支援を図る。
						生涯を通じた健康支援

第2次香芝市男女共同参画プランにおける具体的施策について(案)

政策番号	基本目標	基本方針番号	基本方針	施策番号	施策の方向	施策の内容
IV	男女共同参画プラン推進体制の整備	1	庁内における男女共同参画の推進	①	職員に対する男女共同参画の意識の醸成	男女共同参画意識の向上を目的とし、職員に対して、役職に応じた研修を実施するほか、外部研修についても参加を促進する。
						女性職員の能力発揮を目的とし、職員に対して、役職に応じた研修を実施するほか、外部研修についても参加を促進する。
				②	庁内における働きやすい職場づくりの推進	女性活躍推進法に基づく「香芝市特定事業主行動計画」に掲げる取り組みを推進する。
						性別に関係なく育児休業・介護休業等を取得しやすい体制づくりに努め、働きやすい職場づくりを推進する。
						セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメントの防止・根絶に向けて取り組み、働きやすい職場づくりを推進する。
				③	女性職員の職域拡大	あらゆる職種において性別にとらわれず、能力実証に基づいた職員の採用を行う。
		性別にとらわれず、職員の能力を考慮した、適正な人事配置を行い、定期的に検証する。				
		2	社会的な意思決定への女性の参画拡大	①	政策、方針決定過程の場への女性の参画推進	審議会等において、さらなる女性参画の拡大を推進する。
						②
				③	女性の人材育成・活用	様々な講座・セミナーについて積極的に市民に情報発信し、女性の新たな人材発掘・育成を図る。
		女性が持つ知識・経験を地域社会に生かしていくために、香芝人材登録制度(まちづくりパートナー)への登録を推進する。				
		3	男女共同参画に関する推進体制の整備	①	男女共同参画に関する調査・研究	男女共同参画に関する市民の意識、事業所の実態を把握するため、定期的に調査を実施し、検証する。
国や奈良県、他市町村等との連携・協力・情報交換に努め、より効果的な施策の展開を図る。						
②	本プランの進行管理			男女共同参画に関する事務を所管する所属課が軸となり、全部局を包括し、全庁的に本プランの施策を推進する。		
				「香芝市男女共同参画推進委員会」を定期的に開催し、社会情勢、市民ニーズ等を踏まえた上で、本プランの施策の推進状況、新たな課題について調査審議を行う。		